

九州電力ラグビー部 後援会 規約

(制定 平成 4年 4月25日)

(改定 平成19年 7月19日)

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この会は九州電力ラグビー部後援会 (以下「本会」とする) と称する。

第2章 目 的

第2条 (目 的)

本会は九州電力ラグビー部に対する支援を行うとともに、九州ラグビー界の発展に寄与することを目的とする。

第3章 会 員

第3条 (会員の構成)

本会は法人会員をもって構成する。

第4条 (会 費)

会費は次のとおりとする。

- 1 法人会員は年額1口を20,000円とし、1口以上とする。

第5条 (入 会)

入会の場合は、申込書の提出と当該年の年会費の納入をもって入会とする。

第6条 (退 会)

退会の場合は、事務局に申し出ることとする。

第4章 役 員

第7条 (役員の種類)

本会には次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理 事 若干名
- 4 監 事 若干名

第8条 (役員を選出)

本会の役員は次のとおり選出する。

- 1 役員は理事会を構成し、理事の中から会長、副会長および監事を互選する。
- 2 初代理事は発起人で構成し、次期以降の理事は理事会の推薦により選出する。

第9条 (役員任期)

役員任期は2年とする。ただし、留任は妨げない。

第10条 (役員任務)

本会役員任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、本会運営を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は理事会を構成し、本会運営を審議する。
- 4 監事は会計を監査し、理事会にこれを報告する。

第5章 理事会

第11条 (理事会構成)

理事会は会長、副会長、理事および監事により構成する。

第12条 (理事会付議事項)

理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- 1 予算・決算および事業計画と報告
- 2 役員選出
- 3 規約の変更
- 4 その他、特に必要と認められる事項

第13条 (理事会開催)

- 1 本会は、定例理事会を年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。
- 2 理事会の招集は会長が行う。

第14条 (ラグビー部長の理事会参加)

ラグビー部長は理事会に出席し、理事会の要請に応じ意見を述べるができる。ただし、決議には参加できない。

第6章 事務局

第15条 (事務局の設置)

本会の事務局は九州電力内に置く。

第16条 (事務局の構成)

事務局は事務局長1名および若干名の事務局員をもって構成する。

第17条 (事務局長の任命)

事務局長は理事会の推薦により任命する。

第18条 (事務局の任務)

事務局の任務は次のとおりとする。

- 1 理事会において決定された事項の実施
- 2 上記実施結果の報告
- 3 その他本会の運営に関する必要事項

第7章 付 則

第19条 (会員の活動)

会員は可能な限り九州電力ラグビー部の試合を観戦・支援し、同部の発展に貢献するものとする。

第20条 (運営経費)

本会の運営経費は会費、寄付金およびその他の諸収入をもってこれに当てる。

第21条 (会計期間)

本会の会計期間は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

第22条 (規約の改廃等)

本規約の改廃には、理事会において過半数の理事が出席（委任状含む）し、出席理事の過半数の決議を要する。

第23条 (本規約の発効)

本規約は平成4年4月25日から発効する。